

議第44号

三島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

三島市国民健康保険税条例（昭和34年三島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第2条第2項」を「前条第2項」に改める。

附則第17項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の三島市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成25年6月11日提出

三島市長 豊岡 武士